

その他、遵守事項

喫煙器具・設備の撤去

喫煙してはいけない場所に、喫煙するための器具や設備を設置してはなりません。



広告・宣伝

喫煙室設置施設の営業について広告または宣伝するときは、喫煙室設置施設であることを明らかにしなければなりません。そのため、ホームページや看板等の媒体において、広告または宣伝を行う場合は、明瞭かつ正確に表示するようにしてください。
※喫煙専用室を除く。

罰則

義務違反時の指導・命令・罰則の適用について

改正法によって、違反者には、罰則(過料)が科せられることがあります。改正法における過料とは、秩序罰としての過料であり、法律秩序を維持するために、法令違反者に制裁として科せられるものです。また、過料の金額については、都道府県知事等の通知に基づき、地方裁判所の裁判手続きにより決定されます。

義務対象	義務の内容	指導・助言	勧告・公表・命令	過料
全ての者	喫煙禁止場所における喫煙禁止	△ ^{※2}	○(命令に限る)	○(30万円以下)
	紛らわしい標識の掲示禁止・標識の汚損等の禁止	○	-	○(50万円以下)
施設等の管理権原者 ※1を付した項目は、管理権原者に加え、施設の管理者(管理権原者とは別に、事実上現場の管理を行っている者のこと)にも義務が発生する	喫煙器具・設備等の撤去等 ^{※1}	○	○	○(50万円以下)
	喫煙室の基準適合	○	○	○(50万円以下)
	施設要件の適合(喫煙目的施設に限る)	○	○	○(50万円以下)
	施設標識の掲示	○	-	○(50万円以下)
	施設標識の除去	○	-	○(30万円以下)
	書類の保存(喫煙目的施設・既存特定飲食提供施設に限る)	○	-	○(20万円以下)
	立入検査への対応 ^{※1}	-	-	○(20万円以下)
	20歳未満の者の喫煙室への立入禁止 ^{※1}	○	-	-
広告・宣伝 ^{※1} (喫煙専用室以外の喫煙室設置施設等に限る)	○	-	-	

※2喫煙を発見した場合、違反者に対しては、指導がなされます。その上で、繰り返し指導されてもなお喫煙を続ける等、改善が命令の前にも見られない場合に、命令がなされます。

ご留意事項



財政支援・税制措置

受動喫煙対策を行う際の支援策として、各種喫煙室の設置等にかかる財政・税制上の制度が整備されています。

【財政支援】受動喫煙防止対策助成金

本助成金は、中小企業事業主が受動喫煙防止対策を実施するために必要な経費のうち、一定の基準を満たす各種喫煙室等の設置などにかかる工費、設備費、備品費、機械装置費などの経費に対して助成を行う制度です。詳しくは右記QRコードからホームページをご参照ください。



【財政支援】生衛業受動喫煙防止対策助成金

上記助成金の対象とならない生衛事業者の方は右記QRコードからホームページをご参照ください。



【税制措置】特別償却又は税額控除制度

商業・サービス業・農林水産業活性化税制において、飲食店において設置する受動喫煙の防止のための各種喫煙室に係る器具備品及び建物附属設備をその対象とするものです。

2021年3月31日までに、認定経営革新等支援機関等(商工会議所等)による、経営改善に関する指導に基づいて、一定の要件を満たした経営改善設備の取得を行った場合に、取得価額の特別償却(30%)又は税額控除(7%)の適用を認めます。

対象となる事業者

中小企業等(資本金額1億円以下の法人、農業協同組合等)及び従業員数1,000人以下の個人事業主(税額控除の対象は、資本金が3,000万円以下の中小企業等又は個人事業主に限る)

対象

器具・備品(1台又は1基の取得価額が1台30万円以上)、建物附属設備(1台の取得価額が60万円以上)

*詳しくは、下記の経営改善指導等を行う機関にお問い合わせください。

都道府県中小企業団体中央会、商工会議所、商工会、商店街振興組合連合会、認定経営革新等支援機関等